

<p>国鉄改革完遂！ 当たり前の労働運動 を前進させよう！</p> <p>J R 東海労に 結集しよう！</p>	<p>J R 東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部 静岡市葵区黒金町 68 N T T 054-284-3608 F A X 054-284-6365 発行責任者 半場 弘恭 2020年3月2日 No. 11</p>
---	-----------------------------	-----------	---

やはり超勤でした！！

最初は超勤扱いしないとするも、改めて追給となる！！

規程の訂正を自己の時間で行っているため、超勤とすべきとして東海労組合員が申請した件で、静岡運輸区の一名が超勤扱いとなりました。

その理由として会社は「改めて詳細に調査したところ、訂正期間中は日勤であったので乗務員勤務における付加時間がないため」としています。

これまで会社は「乗務員勤務では、規程の訂正は折り返し時間・準備報告時間で出来る」とし、超勤扱いにしていませんでした。今回の追給も、東海労が超勤申請し苦情処理会議が開催されなければ、スルーされていたかも知れません。このようなケースは、過去にもあったはずです。

皆さん、規程の訂正を自己の時間で行っていませんか？会社が言うように、出先地へ規程類と糊やハサミを持っていき訂正していますか？

過去最高益を上げた J R 東海が、そこまでして「経費削減」をする意図は、何処にあるのでしょうか？東海労はこれからも職場の安全・労働条件改善を目指し、組合員の利益を守るため奮闘します。

会社は、乗務に必要な規程の訂正 時間を直ちに超勤とせよ！！